６　介護予防短期入所生活介護費

<table>
<tr><th colspan="5" rowspan="2">基本部分</th><th colspan="3">注</th><th>注</th><th>注</th><th>注</th><th>注</th><th>注</th><th>注</th><th>注</th><th>注</th><th>注</th></tr>
<tr><th>夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合</th><th>利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合　又は</th><th>介護・看護職員の員数が基準に満たない場合</th><th>常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合</th><th>共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合</th><th>生活相談員配置等加算</th><th>生活機能向上連携加算</th><th>機能訓練体制加算</th><th>個別機能訓練加算</th><th>認知症行動・心理症状緊急対応加算</th><th>若年性認知症利用者受入加算</th><th>利用者に対して送迎を行う場合</th></tr>
<tr><td rowspan="8">イ　介護予防短期入所生活介護費（1日につき）</td><td rowspan="4">（1）　単独型介護予防短期入所生活介護費</td><td rowspan="2">（一）　単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞</td><td>要支援1</td><td>（ 466 単位）</td><td rowspan="16">×97／100</td><td rowspan="16">×70／100</td><td rowspan="16">×70／100</td><td rowspan="8"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td rowspan="16">1月につき＋200単位
※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位</td><td rowspan="16">1日につき＋12単位</td><td rowspan="16">1日につき＋56単位</td><td rowspan="16">1日につき＋200単位（7日間を限度）</td><td rowspan="16">1日につき＋120単位</td><td rowspan="16">片道につき＋184単位</td></tr>
<tr><td>要支援2</td><td>（ 579 単位）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（二）　単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）＜多床室＞</td><td>要支援1</td><td>（ 466 単位）</td></tr>
<tr><td>要支援2</td><td>（ 579 単位）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（2）　併設型介護予防短期入所生活介護費</td><td rowspan="2">（一）　併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞</td><td>要支援1</td><td>（ 438 単位）</td><td rowspan="4">指定短期入所事業所が行う場合
×92／100</td><td rowspan="4">1日につき＋13単位</td></tr>
<tr><td>要支援2</td><td>（ 545 単位）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（二）　併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）＜多床室＞</td><td>要支援1</td><td>（ 438 単位）</td></tr>
<tr><td>要支援2</td><td>（ 545 単位）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">ロ　ユニット型介護予防短期入所生活介護費（1日につき）</td><td rowspan="4">（1）　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</td><td rowspan="2">（一）　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞</td><td>要支援1</td><td>（ 545 単位）</td><td rowspan="8">×97／100</td><td rowspan="8"></td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td>要支援2</td><td>（ 662 単位）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（二）　単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞</td><td>要支援1</td><td>（ 545 単位）</td></tr>
<tr><td>要支援2</td><td>（ 662 単位）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（2）　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</td><td rowspan="2">（一）　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞</td><td>要支援1</td><td>（ 514 単位）</td></tr>
<tr><td>要支援2</td><td>（ 638 単位）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（二）　併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞</td><td>要支援1</td><td>（ 514 単位）</td></tr>
<tr><td>要支援2</td><td>（ 638 単位）</td></tr>
</table>

ハ　療養食加算	（1回につき　8単位を加算（1日に3回を限度））

ニ　認知症専門ケア加算	（1）　認知症専門ケア加算（Ⅰ）　（1日につき　3単位を加算）	
	（2）　認知症専門ケア加算（Ⅱ）　（1日につき　4単位を加算）	
ホ　サービス提供体制強化加算	（1）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　（1日につき　18単位を加算）	
	（2）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ　（1日につき　12単位を加算）	
	（3）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　（1日につき　6単位を加算）	
	（4）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）　（1日につき　6単位を加算）	
ヘ　介護職員処遇改善加算	（1）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×83／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	（2）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×60／1000）	
	（3）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　（1月につき　＋所定単位×33／1000）	
	（4）　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）　（1月につき　＋（3）の90／100）	
	（5）　介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　（1月につき　＋（3）の80／100）	
ト　介護職員等特定処遇改善加算	（1）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）　（1月につき　＋所定単位×27／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	（2）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）　（1月につき　＋所定単位×23／1000）	

（点線枠）：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					注			注	注	注	注	注	注		注
					夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	又は 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	利用者に対して送迎を行う場合
（1） 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	（一） 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞【基本型】	要支援1	（ 580 単位）	×97／100	×70／100	×70／100		1日につき＋24単位	1日につき＋240単位	1日につき＋200単位（7日間を限度）	1日につき＋120単位	1日につき＋34単位		片道につき＋184単位
			要支援2	（ 721 単位）											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜従来型個室＞【在宅強化型】	要支援1	（ 621 単位）										1日につき＋46単位	
			要支援2	（ 762 単位）											
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅲ）＜多床室＞【基本型】	要支援1	（ 613 単位）									1日につき＋34単位		
			要支援2	（ 768 単位）											
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅳ）＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1	（ 660 単位）										1日につき＋46単位	
			要支援2	（ 816 単位）											
	（二） 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞【療養型】	要支援1	（ 584 単位）											
			要支援2	（ 725 単位）											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞【療養型】	要支援1	（ 621 単位）											
			要支援2	（ 777 単位）											
	（三） 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞【療養型】	要支援1	（ 584 単位）											
			要支援2	（ 725 単位）											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞【療養型】	要支援1	（ 621 単位）											
			要支援2	（ 777 単位）											
	（四） 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ）＜特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	（ 568 単位）											
			要支援2	（ 707 単位）											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	（ 601 単位）											
			要支援2	（ 752 単位）											
（2） ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	（一） ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞【基本型】	要支援1	（ 623 単位）				×97／100		1日につき＋240単位			1日につき＋34単位		
			要支援2	（ 781 単位）											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要支援1	（ 668 単位）										1日につき＋46単位	
			要支援2	（ 826 単位）											
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅲ）＜ユニット型個室的多床室＞【基本型】	要支援1	（ 623 単位）									1日につき＋34単位		
			要支援2	（ 781 単位）											
		d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅳ）＜ユニット型個室的多床室＞【在宅強化型】	要支援1	（ 668 単位）										1日につき＋46単位	
			要支援2	（ 826 単位）											
	（二） ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健：看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1	（ 651 単位）											
			要支援2	（ 809 単位）											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞【療養型】	要支援1	（ 651 単位）											
			要支援2	（ 809 単位）											
	（三） ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1	（ 651 単位）											
			要支援2	（ 809 単位）											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞【療養型】	要支援1	（ 651 単位）											
			要支援2	（ 809 単位）											
	（四） ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ）＜ユニット型特別介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費＞	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期期短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞	要支援1	（ 611 単位）											
			要支援2	（ 764 単位）											
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1	（ 611 単位）											
			要支援2	（ 764 単位）											

注　特別療養費			
注　療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき　27単位を加算)		
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき　57単位を加算)		
(3)　療養食加算	(1回につき　8単位を加算(1日に3回を限度))		
(4)　認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき　3単位を加算)		
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき　4単位を加算)		
(5)　緊急時施設療養費	(一)　緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	(二)　特定治療		
(6)　サービス提供体制強化加算	(一)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき　18単位を加算)		
	(二)　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき　12単位を加算)		
	(三)　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき　6単位を加算)		
	(四)　サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき　6単位を加算)		
(7)　介護職員処遇改善加算	(一)　介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×39／1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二)　介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×29／1000)		
	(三)　介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき　＋所定単位×16／1000)		
	(四)　介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき　＋(三)の90／100)		
	(五)　介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき　＋(三)の80／100)		
(8)　介護職員等特定処遇改善加算	(一)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×21／1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二)　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×17／1000)		

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<4:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1	（ 525 単位）
			要支援2	（ 659 単位）
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1	（ 553 単位）
			要支援2	（ 687 単位）
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅲ） <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1	（ 543 単位）
			要支援2	（ 677 単位）
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅳ） <多床室>	要支援1	（ 581 単位）
			要支援2	（ 736 単位）
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅴ） <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1	（ 614 単位）
			要支援2	（ 769 単位）
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅵ） <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1	（ 602 単位）
			要支援2	（ 757 単位）
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護<6:1> 介護<5:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1	（ 494 単位）
			要支援2	（ 619 単位）
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <療養機能強化型> <従来型個室>	要支援1	（ 509 単位）
			要支援2	（ 634 単位）
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅲ） <多床室>	要支援1	（ 552 単位）
			要支援2	（ 698 単位）
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅳ） <療養機能強化型> <多床室>	要支援1	（ 570 単位）
			要支援2	（ 716 単位）
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ） 看護<6:1> 介護<6:1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1	（ 477 単位）
			要支援2	（ 596 単位）
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <多床室>	要支援1	（ 536 単位）
			要支援2	（ 676 単位）
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<4:1>	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1	（ 534 単位）
			要支援2	（ 668 単位）
		b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <多床室>	要支援1	（ 591 単位）
			要支援2	（ 746 単位）
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護<8:1> 介護<4:1>	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1	（ 534 単位）
			要支援2	（ 668 単位）
		b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <多床室>	要支援1	（ 591 単位）
			要支援2	（ 746 単位）
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） <ユニット型個室>		要支援1	（ 607 単位）
			要支援2	（ 764 単位）
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1	（ 635 単位）
			要支援2	（ 792 単位）
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ） <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1	（ 625 単位）
			要支援2	（ 782 単位）
	(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ） <ユニット型個室的多床室>		要支援1	（ 607 単位）
			要支援2	（ 764 単位）
	(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅴ） <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>		要支援1	（ 635 単位）
			要支援2	（ 792 単位）
	(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（Ⅵ） <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>		要支援1	（ 625 単位）
			要支援2	（ 782 単位）
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） <ユニット型個室>		要支援1	（ 607 単位）
			要支援2	（ 764 単位）
	(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） <ユニット型個室的多床室>		要支援1	（ 607 単位）
			要支援2	（ 764 単位）

注	内容
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	－25単位
利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合 又は	×70／100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	×70／100 ((1)(三)); ×70／100 ((2)(二)～(4))
看護師が基準に定められた看護職員の員数に20／100を乗じて得た数未満の場合 又は	×90／100 ((1)(三)); ×90／100 ((2)(二)～(4))
僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60／100を乗じて得た数未満である場合 又は	－12単位
僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60／100を乗じて得た数未満である場合	×90／100 ((1)(三)); ×90／100 ((2)(二)～(4))
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	×97／100 ((3)～(4))
廊下幅が設備基準を満たさない場合	病院療養病床療養環境減算 －25単位
医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	－12単位
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋23単位 夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋7単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき ＋200単位 （7日間を限度）
若年性認知症利用者受入加算	1日につき ＋120単位
利用者に対して送迎を行う場合	片道につき ＋184単位

(5) 療養食加算		（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））
(6) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	(二)認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）
(7) 特定診療費		
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1日につき 18単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1日につき 12単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 6単位を加算）
	(四) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×26／1000）
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×19／1000）
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×10／1000）
	(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき ＋(三)の90／100）
	(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき ＋(三)の80／100）
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×15／1000）
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×11／1000）

注（(9)）
所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

注（(10)）
所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

[点線枠] ：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1 （ 509 単位）	×70/100		診療所設備基準減算 −60単位	−25単位	1日につき ＋200単位 （7日間を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要支援2 （ 639 単位）							
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 （ 536 単位）							
			要支援2 （ 666 単位）							
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅲ） <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 （ 527 単位）							
			要支援2 （ 657 単位）							
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅳ） <多床室>	要支援1 （ 566 単位）							
			要支援2 （ 717 単位）							
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅴ） <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 （ 598 単位）							
			要支援2 （ 749 単位）							
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅵ） <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 （ 587 単位）							
			要支援2 （ 738 単位）							
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） 看護・介護 <3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅰ） <従来型個室>	要支援1 （ 452 単位）							
			要支援2 （ 565 単位）							
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <多床室>	要支援1 （ 516 単位）							
			要支援2 （ 651 単位）							
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ） <ユニット型個室>		要支援1 （ 591 単位）		×97／100					
			要支援2 （ 744 単位）							
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ） <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 （ 618 単位）							
			要支援2 （ 771 単位）							
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ） <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 （ 609 単位）							
			要支援2 （ 762 単位）							
	(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅳ） <ユニット型個室的多床室>		要支援1 （ 591 単位）							
			要支援2 （ 744 単位）							
	(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅴ） <療養機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 （ 618 単位）							
			要支援2 （ 771 単位）							
	(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（Ⅵ） <療養機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>		要支援1 （ 609 単位）							
			要支援2 （ 762 単位）							

(3) 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）
	(二)認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）
(5) 特定診療費	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1日につき 18単位を加算）
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1日につき 12単位を加算）
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 6単位を加算）
	(四) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×26／1000）
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×19／1000）
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×10／1000）
	(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋(三)の90／100）
	(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき ＋(三)の80／100）
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×15／1000）
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×11／1000）

（(7)について）注
所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

（(8)について）注
所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分						注：利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合 又は	注：看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注：看護師が基準に定められた看護職員の員数に20／100を乗じて得た数未満の場合 又は	注：僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60／100を乗じて得た数未満である場合 又は	注：僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60／100を乗じて得た数未満である場合	注：常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注：利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1	(815 単位)							
				要支援2	(977 単位)		×70／100	×90／100		×90／100		
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1	(922 単位)							
				要支援2	(1,077 単位)							
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1	(752 単位)							
				要支援2	(922 単位)							
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1	(810 単位)							
				要支援2	(1,001 単位)							
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1	(730 単位)							
				要支援2	(894 単位)							
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1	(788 単位)							
				要支援2	(974 単位)							
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1	(718 単位)							
				要支援2	(878 単位)							
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1	(775 単位)							
				要支援2	(958 単位)	×70／100			−12単位			片道につき ＋184単位
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1	(658 単位)							
				要支援2	(819 単位)							
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1	(765 単位)							
				要支援2	(921 単位)							
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>			要支援1	(566 単位)							
				要支援2	(727 単位)		×70／100	×90／100		×90／100		
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>			要支援1	(624 単位)							
				要支援2	(806 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1	(942 単位)							
				要支援2	(1,098 単位)							
			b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室的多床室>	要支援1	(942 単位)							
				要支援2	(1,098 単位)						×97／100	
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1	(834 単位)							
				要支援2	(1,027 単位)							
			b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ⅱ) <ユニット型個室的多床室>	要支援1	(834 単位)							
				要支援2	(1,027 単位)							

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×26／1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×19／1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×10／1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(三)の90／100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき ＋(三)の80／100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×15／1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11／1000)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所者の定員を超える場合 又は	注 医師、薬剤師、看護職員、介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 療養環境の基準(廊下)を満たさない場合	注 療養環境の基準(療養室)を満たさない場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	578 単位	−25単位	×70／100	×70／100			−25単位	−25単位	夜間勤務等看護（Ⅰ）＋23単位 夜間勤務等看護（Ⅱ）＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅲ）＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅳ）＋7単位	1日につき＋200単位（7日間を限度）	1日につき＋120単位	片道につき＋134単位
			要支援2	712 単位											
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	639 単位											
			要支援2	794 単位											
	(二) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	568 単位											
			要支援2	702 単位											
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	627 単位											
			要支援2	782 単位											
	(三) Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	552 単位				×90／100							
			要支援2	686 単位											
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	611 単位											
			要支援2	766 単位											
(2) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	551 単位											
			要支援2	674 単位											
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	612 単位											
			要支援2	756 単位											
	(二) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	535 単位											
			要支援2	658 単位											
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	596 単位											
			要支援2	740 単位											
	(三) Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅲ）	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	524 単位											
			要支援2	647 単位											
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	585 単位											
			要支援2	729 単位											
(3) 特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	525 単位				×90／100							
			要支援2	652 単位											
		b Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	581 単位											
			要支援2	728 単位											
	(二) Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜従来型個室＞	要支援1	500 単位											
			要支援2	617 単位											
		b Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要支援1	558 単位											
			要支援2	695 単位											
(4) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞	要支援1	660 単位					×97／100						
			要支援2	818 単位											
		b ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1	660 単位											
			要支援2	818 単位											
	(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（Ⅱ）	a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞	要支援1	650 単位				×90／100							
			要支援2	808 単位											
		b ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1	650 単位											
			要支援2	808 単位											
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞		要支援1	674 単位											
			要支援2	821 単位											
	(二) ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞		要支援1	674 単位											
			要支援2	821 単位											
(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞	要支援1	618 単位				×90／100							
			要支援2	767 単位											
		b ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1	618 単位											
			要支援2	767 単位											
	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞	要支援1	643 単位											
			要支援2	781 単位											
		b ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室的多床室＞	要支援1	643 単位											
			要支援2	781 単位											

(7) 療養食加算	（1回につき　8単位を加算（1日に3回を限度））	
(8) 緊急時施設診療費	イ 緊急時治療管理（1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定）	
	ロ 特定治療	
(9) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき　3単位を加算）	
	(二)認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき　4単位を加算）	
(10) 特別診療費（※2）		
(11) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1日につき　18単位を加算）	
	(二) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1日につき　12単位を加算）	
	(三) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき　6単位を加算）	
	(四) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき　6単位を加算）	
(12) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×26／1000）	注 所定単位は、(1)から(11)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×19／1000）	
	(三) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき　＋所定単位×10／1000）	
	(四) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき　＋(三)の90／100）	
	(五) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき　＋(三)の80／100）	
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、(1)から(11)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×11／1000）	

（点線枠）：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。